

## 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会意見書

提出委員名： 末 光 茂

社団法人日本重症児福祉協会

## 障がい者総合福祉法（仮称）制定までの間において当面必要な対策について

## 障がいをもつ児・者の医療・福祉の課題

1. どんなに重い障がいを抱えようとも、すべての人の尊厳が守られる国と地域づくりが求められます。
2. そのためには、「自立」を「就労自立」や「経済自立」に限定するのではなくて、「重症心身障害児・者」にとってはその存在、そしてその「笑顔」を自立のあらわれと理解した制度と社会の認識が求められます。
3. 「重症心身障害児・者」の「いのち」が守られ、「生活の質」(QOL)の向上が着実に進んできたのは、「児童福祉法」(昭和42年、一部改正)により「重症心身障害児施設」が児童福祉施設でありかつ医療機関として位置づけられたことによります。「医療と福祉の一体提供」と「児・者一貫」の制度は日本の誇るものであり、今後も守り充実させるよう希望します。
4. 在宅の「重症心身障害児・者」は、施設入所者の約2倍以上であり、その数は年々増加しています。安心かつ充実した在宅生活には、短期入所と重症心身障害児通園事業が必要不可欠です。この2つが身近でも利用可能なように、その充実と法定化が求められます。
5. 新生児集中治療室でいのちを救われた「超重症児」「準超重症児」が在宅移行できるよう、バックアップ施設としての整備・充実が求められています。とくに医師・看護師が「燃えつきない」で勤務できるように勤務条件の整備を求めます。
6. 「重症心身障害児施設」に長期入所している人で、他施設や地域移行が可能な場合、それが可能なように受け皿の整備を求めます。